

町 長	副町長	課 長	担当課長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会議	文書番号	上富子育て 第 455 号
		決裁期日	平成 26 年 10 月 3 日
名 称	【平成 26 年度第 3 回】上富良野町子ども・子育て会議		
日 時	平成 26 年 9 月 30 日（火） 18：00～20：00		
場 所	上富良野町保健福祉総合センター 2 階研修室		
出席者	子ども・子育て会議委員 12 人(別紙名簿のとおり) 保健福祉課長 石田、子ども・子育て担当課長 吉岡 健康推進班主幹 杉原、子どもセンター施設長 吉田 子育て支援班 安井、吉河		
内 容	<p>1 開会 吉岡課長 欠席委員 (谷口、増田修、高木) の報告</p> <p>2 議事 委員長進行</p> <p>【委員長】 いよいよこの会議も大詰めを迎えた。子ども・子育て支援事業計画案について事務局より説明をお願いする。</p> <p>◆ 前回の会議 (7/10) で、理事者等の協議を求められた事項について経過説明 事務局： 小児科設置、医療費助成、利用者支援について、9 月 3 日に町長・副町長と会議でいただいた意見をもとに協議した。 小児科設置の要望 (28 件) については理解するが、町で対応することは困難である。 医療費助成について、小学生に助成していないのは、管内で上富良野町のみであるが、必ずしも無償にすることが良いのか、多方面からの支援策の検討を進めている。乳幼児医療費担当の町民生活課から政策調整会議に協議事項として挙げており、町としてどこまで支援すべきか、どこまでできるか、拡充に向け検討する。 利用者支援については、母子保健事業、子どもセンター、子育て支援班など、どこでも相談できる体制と、情報共有・情報提供できる体制を整え、さらに連携強化を図ることとし、現段階で専任職員を配置する計画は考えていない。</p>		

◆ 子ども・子育て支援事業計画案について、事務局より説明

事務局： 前回の素案から大きく変わっている点はないが、表紙にもあるように次世代育成支援行動計画の位置づけを明確にしている。

第1章で次世代育成支援行動計画を含めた計画とすることを記載している。前回の素案では、第4章で「その他の事業」としていたが、「次世代育成支援対策推進法に基づく事業」であることを明記した。

国の交付金や補助金を活用する場合に行動計画の位置づけが必要となるための修正。

各事業の見込み量については、改めて審議をお願いする。

【委員長】 計画案について質問、意見を求める。

特に意見がなければ、この案について会議として承認とする。

【委員長】 事業の見込み量の検討について、事務局より説明。

◆ 事業見込み量の検討について、資料に基づき、国の算定基準による見込み量の修正箇所と考え方、算定方法等を事務局より説明。

放課後児童健全育成事業の確保方策として、実施箇所2か所としているが、事務レベル協議で、専用スペース及び放課後児童支援員の確保の課題から上富良野小学校1か所での実施を検討している。委員の皆さんの意見を聴きたい。

委員長： 事業ごとに意見を求める。

見込み量の修正については、各事業とも特に意見がなく会議として了承。

・3号0歳児の見込み量は10人とする。

・地域子育て支援事業の見込み量についても了承

委員長： 町外の保育施設を利用している実態があるが、広域利用を計画に盛り込む必要はないか。

事務局： 必要な量を町内の施設で確保できる状況であるため、計画段階から町外施設を確保方策に明記する状況にはないと考えている。広域入所の申し込みがあったときはその都度、町外施設と契約して対応することとなる。

計画の確保方策として明記しないが、文言では保護者の選択を尊重することとしている。

委員長： 事務局から説明のあった放課後児童健全育成事業の実施か所について、意見を求める。

北村委員： 西小の放課後スクール事業についてはどうなるのか。

事務局： 放課後スクール事業の実施場所は、学校の空きスペースとなるのでそれぞれの学校で実施することになる。スクールバスの利用状況など各学校の事情により特徴がある。西小学校はスクール事業の利用児童が多く、クラブの利用児童は1日数名程度。専用スペースの確保の問題のほか、町全体で確保できる放課後児童支援員の人数を考慮すると、それぞれの学校に要件を満たす支援員を置くことが難しい。

委員長： スクール事業はそれぞれの小学校で、クラブ事業は条件の整った上富良野

小学校1か所という提案ですが、この場合送迎はどうなるか。

事務局： スクールバスの利用が可能となる。これまでスクールバスは、一般利用者も一緒に乗せて運行していたが、今後スクールバス専用となるため、子どもたちの利用時間に合わせて送迎することができる。

森井委員： 上富良野小学校の場合、スクールとクラブが同じ場所で、同じ指導員で、一緒に活動している、帰る時間だけが違うと思っていたが、西小は違うのか。

事務局： 今は西小学校も同じ。今後は、前回審議いただいた基準条例に基づき、クラブ事業を運営しなければならないので、スクール事業とは区別する。同じ時間帯に同じ場所を使っている事業であり、活動内容や時間によっては合同の場面が出てくる。

森井委員： スクール事業には職員などの基準はないのか。

事務局： スクール事業の目的は、放課後、学校の空いているスペースで、地域の方々と触れ合いながら遊びの中で、児童の健全育成を図るものであり、本来、事業の目的も違っている。本町では、たまたま同じ場所で運営しているので、二つの事業が混在した形になっていた。

森井委員： 今後は、スクール事業とクラブ事業を分けて実施するというのか。

事務局： 基本的にはそのように考えている。

増田委員： 専用スペース、職員配置の課題は理解できるが、校区ごとの実施を基本とすべきではないか。校区ごとの人口移動、都市計画も含めた大きなとらまえが必要。利用する保護者や児童の気持ちも考え、校区ごとの実施に最大限努力すべきではないか。

委員長： 事務局の提案に対する、会議での貴重な意見である。

事務局： 校区を基本にした場合、東中小学校の課題もある。上富良野小学校改築に合わせ、町全体の放課後事業を実施できる専用スペースが確保できた。

町の中に学校以外の適切な場所があれば、そこで町全体の事業として実施することができる。たまたま利用できる場所が学校の中となる。

町の放課後事業として適切な場所で、必要な要件を満たす職員をしっかりと配置して実施する方法を検討している段階である。

検討にあたって貴重な意見をいただいたと思う。

委員長： 行政の効率化とともに地域住民からの観点で考えていただきたい。

事務局： 検討にあたっては、他校の子どもたちとの関係を危惧したが、これまでも土曜日と長期休業期間は1か所（公民館）で実施しており、問題なく運営している。そうであれば、適切な場所で運営することが望ましいのではないかと、児童館施設の利用も含め検討する中で、今般上富良野小学校改築により確保できた専用スペースを有効に活用することが良いのではないかと考えた。

たとえ小規模校でも校区ごとに設置することが望ましいのか、会議の意見をいただきたい。

広瀬委員： 送迎など、西小学校区の保護者に負担となるのではないかとと思うが、良い面もあると思う。

寺岡委員： 中学校ではひとつの校区となる。中学校に入学したときに馴染めなくて、中1ギャップというのがどこの市町村でもあると思う。

1か所での運営、校区ごとの運営、どちらも一長一短ある。小学校の時か

ら他校の児童と交流するのは良いことと思うが、利用児童が馴染めるよう、指導者の配慮が必要。

菅野委員： 他の小学校の子どもが、疎外感を持たないかなと感じる。

委員長： 学校で運営する利用人数の基準などはないのか。

事務局： 町の基準はないが、道の補助対象事業の基準がある。西小学校は現在基準ぎりぎりの利用人数となっている。

今まで1か所で運営したことはない。校区ごと、1か所、それぞれ良いところ悪いところがあると思う。現段階では場所と職員の課題で1か所にしたとしても将来的には校区ごとの運営も検討するなど、柔軟に考えてゆきたい。

この2学期から、土曜日は上富良野小学校で実施しているので、他の学校からの利用者の意見を聴くようなこともできればと思う。

委員長： 会議としては、一つにするとかしないとかという結論は出さないが、会議の意見を十分参酌して町で検討いただきたい。

次の子育て短期支援事業、子どものショートステイについて意見を求める。計画と実態に差が出たときの見直しなど、ローリングの仕組みはないのか。

事務局： この会議で計画の進行管理、事業の点検評価、計画見直しをしてゆく。定期的見直しの仕組みはない。

寺岡委員： 子育て短期支援事業の確保方策の養護施設委託について、ファミサポでも対応可能である、もっと身近なところで利用できる仕組みがあると安心かなと思う。

事務局： 委託先は、富良野の国の子寮を検討中である。保護者にとっては子どもを養護施設に預けることに抵抗を感じることも想定できるが、これまでは全く対応策のない事業であり、まずは相談があったときに町として対応できる体制を整えたい。利用状況を見ながら、より利用しやすい確保方策を提供できるよう考えてゆきたい。

委員長： 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て支援拠点事業について意見を求める。※ 特に意見はなく、会議として承認

一時預かり事業について意見を求める。

北村委員： 一時預かりのファミサポ事業で2割確保するようになっているが、対応可能か。利用できないときは保育施設を利用するのか。

事務局： 昨年度の利用実績が60数名で、提供体制には十分余裕のある状況である。提供会員の確保に向けてさらに努力していく。保育所の一時児保育についても提供体制の整備を図ってゆく。

寺岡委員： ファミサポと一時保育は利用のニーズが違う。ファミサポは送迎プラスαの利用が多い。ファミサポの2割が一時保育の利用ニーズとダブるわけではない。

委員長： 新制度では一時預かり事業に国が力を入れているが、利用の具体的なイメージはどのようになるか。

事務局： 申し込みは直接保育施設にするようになる。国の補助制度も一時保育に手厚くなっている。一時保育専任の非常勤職員配置など、利用しやすい体制を

目指したい。

ファミサポの2割という量は、保育所の開所時間外（休日や夜間）の利用を想定。

委員長：一時預かり事業について、幼稚園在園児の預かり保育の量は実績を見込み量とし、確保量をこども園移行の時期に合わせるということでした承する。

次の病児保育について意見を求める。

事務局：病児保育については、ニーズと実績に差がでると考えている。100人という数量を出したが、実績はもっと少なくなると見込んでいる。子どもの病気は働く保護者にとって大きな不安であり、これだけの量を確保する体制があるということを示すことが、保護者の安心につながるものとする。

委員長：なかなか想像つきにくいですが、見込みということはこの程度の計画量で了承  
妊婦健康診査については出生児数を見込み量とすることです承  
全体を通して意見を求め、見込み量の検討については、会議として了承

【委員長】パブリックコメントの実施について、事務局より説明。

◆パブリックコメント実施方法について説明

委員長：パブリックコメントの実施について意見を求める。

※特に意見なし

事務局：パブリックコメントの計画案掲出場所について、規定の町民ポスト設置場所のほか、子どもセンターとかみんプレールームを考えている。ほかに掲出場所や方法など意見があれば聞きたい。

※特に意見なし

【委員長】その他について、事務局から何かありますか。

事務局：事務局からは特になし。

委員長：全体を通じ意見・感想、何でもかまいませんが、何かありますか。

北村委員：利用者支援について、専任の配置はしないということであったが、発達など保護者の困り感の強い相談窓口があるとよい。たくさん相談窓口があると、どこに相談していいかわからない。話しやすいのは、普段利用する保育所の先生などであるが、そこから専門的な相談につながらない。働いていると、平日の昼間に相談に行くのは難しい。最初の発信がしにくい。

以前住んでいた土別では、子育て支援センターや保育所に定期的な巡回相談などがあった。

事務局：専任職員の配置というより、普段利用している施設と町の機関の連携の課題と受け止める。現在の体制の中でも取り組めることであり、考えてゆきたい。

委員長：土日や夜間の相談対応について、町としてどうか。

事務局：他の事業でも、時間外の相談窓口を開設することがあるが、利用実績は少ない。費用と効果を考えると行政で対応することは難しい。

基本的には、子育て支援班総合窓口となる。子どもセンターを利用される方であれば子どもセンターに相談していただく。

子どもセンターの地域支援事業として保育所、幼稚園を訪問する機会も設けているが、さらに充実を図ってゆかなければならないと感じている。

利用者支援の専任職員を配置したとしても、その職員がすべて応えられるわけではなく、必要な専門機関やサービス利用に繋ぐことが役割となる。そのような機能は、現在の体制で一定程度確保されている。周知・広報についてはさらに努力すべき課題なのかなと意見を聴いていて感じた。

森井委員： 働いているので、子どもセンターを利用したことがない。図書館などの施設を活用したサービスを考えてもよいのでは。

事務局： 貴重な意見と受け止める。

委員長： そのような意見は、計画策定後の事業の点検・評価でもいただきたい。以上で審議を終了する。

事務局： パブリックコメントの後、会議を招集する。

会議を招集するまでもないごく軽微な意見のみの場合は、通知で処理する場合もある。

【委員長】 本日の会議は以上で終了する。